



株式会社 新日

補償ミニコミ

本社 / 〒454-0011 名古屋市中川区山王一丁目8番28号 TEL 052-331-5356 FAX 052-331-4010

URL http://www.shinnichi.co.jp E-mail:shinnichi@shinnichi.co.jp

Table with 3 columns: Branch Name, Address, Contact Info. Includes branches in Tokyo, Osaka, and other regions.

編集者

内田 貢朗



私は今、とある市町村に存するガソリンスタンドの調査精算業務を行っています。ガソリンスタンドは通常、店舗、便所、車のメンテナンスを行う整備室とタンクを有する建物とを有して営業を行っています。キャンピーは、雨天時に来客者が雨等から濡れないよう、また従業員が作業効率向上のため、ガソリンを給油する計量器に覆い被さる様に建てられているため、柱と屋根しかありません。建築基準法では建築面積は屋根外寸から1mセットバックした面積とします。しかしながら、消防法上では、屋根外寸の面積を建築面積とすると、建築基準

ガソリンスタンドの補償. Includes an illustration of a gas station and text about insurance for gas stations.

電子納品は、公共事業で利用している資料等を電子化し、共有・再利用することによって、品質の向上、ペーパーレスによる資源の有効利用、成果品保管場所の省スペース等を目的に報告書、図面、写真等の成果品を電子データにより納品するもので、国土交通省では調査業務、設計業務に電子納品に関する要領が指示される場合があります。電子納品に関する要領として現在作成されているものは一般土木

補償業務と電子納品. Includes an illustration of a computer monitor and text about electronic submission of claims.

法とは見解の違いが見られ、誤解しやすい所でもあります。給油施設は通常、①垂直式の固定給油設備(ノンスペース型給油機)と②その他の固定給油設備(アイランド型給油機)に分かれます。ノンスペース型は一般的にポンプはポンプ室内に設置され、地下タンクからガソリン等を吸い上げてキャンピーから吊り下げられたホースリールにて給油する方式です。それに対してもう一つのアイランド型はコンクリートの基礎の上に給油する計量器を置き、そこからホースリールで給油する方式です。後者の方式は給油ホースの長さに制限があるため、給油出来る範囲が狭いし、コンクリート基礎

があるため場内の車輛進行の障害となります。しかしながら、経済的であるため広く利用されており、私の行きつけのガソリンスタンドもこの方式です。対するノンスペース型はアイランド型にあるようなコンクリート基礎は無く、場内すべてがフラットなため、敷地が限られた都会のスタンドに適しています。ガソリンスタンドは消防法上の規制も多く、様々な規制があります。前述のホースの長さ、計量器の道路及び建物からの距離、給油空地としての一定面積の確保、出入口は2箇所以上確保、スタッドレスと隣接地との防火塀による分離等があります。

電子納品への移行は今後ますます進むと思われるが、補償業務の電子納品への対応についてはまだまだ様々な課題を残しており、何らかの対応が望まれるところです。(T・N)

関する業務は希で、むしろ写真に関して、特に工損調査でのデジタルカメラの使用は写真の加工が可能であるとの理由により、未だに積極的には認められていないのが現状です。

ガソリンスタンドはコンベニア同様皆さんに馴染みの深い施設であると思えますが、私もこれからは補償の観点から給油に訪れた際には設備の配置等じっくり観察し、少しでも仕事に役立てたいと思っています。(M・K)

これは、石棉繊維による長期間にわたる炎症を起し、肺内の組織が傷つけられ続け線維化が進み、活性酸素によりDNAが損傷され遺伝子異常が起り、細胞がガン化する可能性があるとしてアスベストによる主な関連疾病として石綿肺、肺ガン、中皮腫、胸膜炎等がある。これらの病気が共通する点は、アスベストを吸入してから数年の潜伏期間を経て発症することであり、潜伏期間は症状などない人が多く、検査を行っても所見がでない場合が多く、現状では、被害の防止としては、

日本はアスベストの輸入を2009年から本格的に削減し、高度成長期である2020年、約32万トンにピークにあらゆる用途で建築資材を主体に夢の建材として使用してきている。アスベストの関連疾患の潜伏期間が約20年から30年にいづれも重なることから、現在ピーク時消費量とその当時、関わった労働者が今後、大量に潜伏期間を経て発症することが予想される。アスベストの疾病による多くの被害を生み、そのつど法規制を重ね、2007年の安全衛生法改正により石綿含有製品の製造、使用が禁止になり、アスベストによる建材等の製品は新たに使用できなくなった。同時にその製造に関わる工場等の廃止により、製造等に関する労働者等のアスベストのばく露は無くなっている。

アスベスト被害 (後編). Includes an illustration of a person and text about asbestos damage.

過去の asbestos 材によって建築された数々の建築物等が、耐用年数等による建替え時期を迎えることから、解体、撤去に携わる建設労働者、既存建物の周辺に居住する住民に対して、アスベスト材が飛散しない十分な対策と現地指導などの法の監視によって、二次的な被爆者をいかに出さないようにするかが最大の課題となる。そのためにも既設建築物の解体、撤去において建物所有者、解体業者、最終処分場までの管理など、十分な管理体制を整える必要がある。昨今は人為的な除去ではなく、天災による都市部の地震被害に伴う突発的な倒壊、飛散などの集団的な罹災をいかに防ぐかが大切である。ある日、突然おこるであろう自然災害に対して事前にアスベスト被害を防ぐためには、既設建築物等の設置箇所を計画的に撤去、指導していくしかない。ただし、これと膨大にあるアスベスト建材を一部を除くか出来ないのが実態であり、都市部を中心とした再開発事業などに合わせて、安全で快適な都市空間を造り上げるのが我々に課せられた責務ではないでしょうか。(K・I)



